

2015年（平成27年）3月12日

横浜刑務所長

渡邊 恒雄 殿

横浜弁護士会

会長 小野 毅

勸告書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勸告します。

勸告の趣旨

横浜刑務所では、被収容者が雑誌の宅下げをする際、親族に対する場合も願せんに宅下げの理由を疎明させているが、このことは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律50条に違反し人権侵害であるため、今後は願せんに宅下げの理由を書かせることはされないよう勸告する。

勸告の理由

別紙調査報告書のとおり。

2015年1月20日

調査報告書

横浜弁護士会

会長 小野 毅 殿

人権擁護委員会

委員長 佐藤 昌樹

申立人Aの人権救済申立事件（2010年第36号）につき、調査の結果を次のとおり報告します。

第1 処遇意見

横浜刑務所に対し、別紙勧告書の主文のとおり勧告するのが相当である。

第2 理由

1 申立の概要

(1) 申立人は、本件申立当時、横浜刑務所の被収容者であった（2011年12月6日出所している）。

本件申立は、2011年1月31日、申立人が保管している雑誌を郵送により親族に宅下げをしようとするため、横浜刑務所に対して願せんの交付を求めたが、交付してもらえなかった、横浜刑務所が申立人に願せんを交付しなかったことは、人権侵害にあたるので、その救済を求める、というものである。

(2) なお、この申立人は、2009年に、保管している雑誌を実弟との面会時に宅下げしようとしたが認められず、実弟への宅配便を利用した宅下げも認められないとして、当会に人権救済を申し立てたことがある。

この申立に対し、当会は、2011年1月14日、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）50条は、親族に対する保管私物の交付について、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれの有無（同条1号）や矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれの有無（同条2号）を考慮することなく、これを許すものとすると規定しており（同条1号括弧書き）、他に親族に対する保管私物の交付を制限する規定は存在しないのであるから、交付方法を郵送に限定する横浜刑務所の運用は、法律に基づかない違法な措置であると判断し、横浜刑務所が郵送による宅下げのみを

認め、面会時における宅下げ又は宅配便を利用した宅下げを制限することは、法 50 条に違反し人権侵害であるので、今後はそうした宅下げを認めるよう勧告している。

2 調査の経過及び事実の認定

当委員会は、申立人からの事情聴取、提供された資料の検討及び横浜刑務所に対する書面による照会を行い、以下の事実を認定した。

横浜刑務所では、当会上記勧告後の 2011 年 2 月 2 日に運用を改め、雑誌等の宅下げについて、郵便封筒による宅下げに加え、宅配便による宅下げや窓口による宅下げをできるようにした。また、雑誌等の宅下げを願い出た者に対しては、必ず願せんでを交付しているとのことであり、申立人の主張する、願せんの不交付という事実は認定できなかつた。

ただ、当委員会からの横浜刑務所への照会に対し、横浜刑務所からは、雑誌の宅下げを出願するときには、宅下げが必要な理由を願せんに記載する扱いとしており、必要性が判断できない場合は、理由を明らかにするよう指導を行うことがあるとの回答があつた。実際に、

- ①申立人が月刊誌「おとなの週末」26 冊を妻に対して宅配便で宅下げしたい旨を申し出たところ、2011 年 1 月 27 日、宅下げを願う願せんの記載内容から、宅下げの必要性が明らかではないため、当該雑誌を保管私物として所持又は廃棄するよう指導があり、結果として宅下げがなされなかつた事実が、
- ②同月 31 日、申立人が月刊誌「食楽」を実弟に郵送宅下げするため願せんの交付を申し出たところ、職員から宅下げの必要性について十分に疎明できるかと確認され、結局願せんでを提出しなかつた事実が、
- ③同年 2 月 16 日、面会に来た実弟に雑記帳 1 冊と私本「炊飯器でホットケーキミックスのおやつ」の宅下げを申し出たところ、願せんに宅下げの必要性が疎明されていないこと等を理由に願せんでが受理されず、結果として宅下げがなされなかつた事実が認められる。すなわち、横浜刑務所においては、雑誌等の宅下げをしようとする場合、宅下げの必要性を願せんに記載しない場合は、実質的に宅下げが認められない運用であると認定できる。

当委員会では、横浜刑務所に対し、雑誌の宅下げの必要性の理由の記載を求める理由を確認した。これに対する横浜刑務所からの回答では、閲覧後の雑誌については、被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令（以下「訓令」という）8 条により原則廃棄とする運用であることから、法 50 条により他の者への交付を許すべきものか否かを判

断するため、願せんに、交付を必要とする理由を明記させているとのことで、被收容者が雑誌を廃棄せずに他の者に交付したいと申し出たときには、個別に、その理由を疎明させているが、法 50 条に基づき、当所の規律及び秩序を害するおそれがないこと、また矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないことが明白になれば、これを不許可にすることはないとのことだった。また、今まで願せんに書かれた交付の理由により宅下げを認めなかったことがある、宅下げを希望する雑誌が同じ物であっても、交付の理由により許否の判断は変わることはあるとの回答もあった。

3 判断

横浜刑務所は、雑誌について、他の宅下げと異なり願せんに交付の理由の記載を必要とする理由として、雑誌は訓令 8 条により原則廃棄とする運用であるので、法 50 条により他の者への交付を許すべきものか否かを判断する必要があると主張する。

しかし、前回の当会勧告でも指摘したように、親族に対する保管私物の交付について、法は、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれの有無や矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれの有無を考慮することなく、これを許すものとするとしており、他に親族に対する保管私物の交付を制限する規定は存在しない。その法律を前提とする以上、訓令 8 条を根拠に雑誌の宅下げについて願せんに必要な理由を明記させるという運用は、法 50 条と抵触するものである。また訓令 8 条の文言上は、被收容者の同意を得た上で雑誌を廃棄するとしているものの、その同意は入所時に包括的に得たものに過ぎない。その後同意を覆すことが許されないわけではなく、本件当時において申立人が本件で対象となっている雑誌の廃棄に同意をしていないことは明らかであるから、かかる状況で入所時に得た同意を根拠に廃棄が原則であるとするのは困難であり、その点でも訓令 8 条を根拠にすることに理由はない。

以上のとおり、雑誌については原則廃棄であるから、その他の宅下げと異なり、願せんに必要な理由を明記させるという横浜刑務所の運用は、法 50 条に違反しており、訓令 8 条を根拠にすることは法律による行政の原則に反するものである。宅下げが認められずに、訓令 8 条を根拠に閲覧後の雑誌として廃棄される場合はもちろん、直ちに廃棄されない場合も、一般の保管私物と同様、その量が一定容量を超えるときには廃棄又は新規購入の制限のいずれかを強いられることからすれば、宅下げの必要性の記載がない場合は宅下げを認めないという運用は、被收容者の財産権を侵害するものであると言わざるを得ない。よって、上記の結論に至った。

以上